

令和5年度滋賀県新型コロナウイルス感染症に
係るサービス継続支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、新型コロナウイルス感染症の発生による介護サービス提供体制に対する影響について、できる限り小さくしていくことを踏まえ、介護サービス事業所等が、関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染機会を減らしつつ、必要な介護サービスを継続して提供できるよう、通常の介護サービスの提供時では想定されない、かかり増し経費等に対して支援を行うため、代替サービス等に関する取組の経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付対象事業等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、通常の介護サービスの提供では想定されない、かかり増し経費等に係る次の事業とし、対象施設等および対象経費は別添に定めるとおりとする。

(1) 新型コロナウイルス感染者が発生又は感染者と接触があった者（感染者と同居している場合に限る。以下同じ）に対応した介護サービス事業所・施設等

①緊急時の介護人材確保に係る費用

ア 職員の感染等による人員不足に伴う介護人材の確保

・緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当（令和5年10月1日以降に支給された当該割増賃金・手当のうち、新型コロナウイルス感染症への対応に係る業務手当については、職員一人につき、日額による支給の場合には1日あたり4千円を補助上限とし、1月あたり2万円を限度額とする。また、月額又は時給による支給の場合には1月あたり2万円を補助上限の限度額とする。以下同じ。）、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、帰宅困難職員の宿泊費、連携機関との連携に係る旅費、一定の要件に該当する自費検査費用（別添1のとおり。（介護施設等に限る））

イ 通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保

・緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用

②職場環境の復旧・環境整備に係る費用

ウ 介護サービス事業所・施設等の消毒、清掃費用

エ 感染性廃棄物の処理費用

オ 感染者又は感染者と接触があった者が発生して在庫の不足が見込まれる衛生用品の購入費用

カ 通所系サービスの代替サービス提供のための費用

- ・代替場所の確保（使用料）、ヘルパー同行指導への謝金、代替場所や利用者宅への旅費、訪問サービス提供に必要な車や自転車のリース費用、通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信費用は除く）
 - キ 感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用（令和5年5月7日までは別添2-1のとおり、令和5年5月8日以降は別添2-2のとおり。（高齢者施設等に限る））
- (2) 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い居宅でサービスを提供する通所系サービス事業所
- ①緊急時の介護人材確保に係る費用
 - ア 通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保
 - ・緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用
 - ②職場環境の復旧・環境整備に係る費用
 - イ 通所系サービスの代替サービス提供のための費用
 - ・代替場所の確保（使用料）、ヘルパー同行指導への謝金、代替場所や利用者宅への旅費、訪問サービス提供に必要な車や自転車のリース費用、通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信費用は除く）
- ※なお、ア、イについては、代替サービス提供期間の分に限る
- (3) 感染者が発生した介護サービス事業所・施設等（以下のいずれかに該当）の利用者の受け入れや当該事業所・施設等に応援職員の派遣を行う事業所・施設等
- ①連携により緊急時の人材確保支援を行うための費用
 - ア 感染者が発生した事業所・施設等からの利用者の受け入れに伴う介護人材確保や、感染者が発生した事業所・施設等への介護人材の応援派遣のための、緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、職員派遣に係る旅費・宿泊費

2 次に掲げる場合は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）に定める地方公務員の給与に充てる場合

（補助金の交付額）

第3条 この補助金の交付額の算定にあたっては、別添3に定める介護サービス事業所等ごとに、交付基礎単価に単位の数を乗じて得た額と、対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を交付額とする。なお、別添3に定める基準単価は年度単位で適用する。

また、千円未満の端数が生じた場合は、これらを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第4条 規則第3条に規定する補助金の交付申請は、当該補助事業完了後に、交付申請書兼実績報告書（様式1）を知事に提出するものとし、**提出期限は別に定める。ただし、令和**

4年4月1日から令和5年3月31日までの経費について、令和5年3月31日までに交付申請書兼実績報告書（様式1）を知事に提出している場合は、交付申請書兼実績報告書（様式1）の表題を令和5年度と読み替えるものとする。

- 2 補助事業者は、前項の交付申請書兼実績報告書（様式1）を提出するに当たっては、補助金に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額しなければならない。ただし、交付申請兼実績報告時において補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。
- 3 複数の介護サービス事業所等を有する事業者については、滋賀県内に所在する介護サービス事業所等について、一括して申請することができるものとする。
- 4 感染症の拡大を防ぐ観点から、申請方法は、申請書類の郵送等を基本とする。

（交付の条件）

第5条 規則第5条に規定する条件は次のとおりとする。

（1）新型コロナウイルス感染者が発生又は感染者と接触があった者に対応した介護サービス事業所・施設等

ア 令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に、以下のいずれかに該当した事業所・施設等であること。

- ① 利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所・施設等（職員に感染者と接触があった者が複数発生し、職員が不足した場合を含む）（※1～※4）
- ② 感染者と接触があった者に対応した訪問系サービス事業所（※2）、短期入所系サービス事業所（※3）、介護施設等（※1）
- ③ 感染等の疑いがある者に対して一定の要件のもと自費で検査を実施した介護施設等（①、②の場合を除く）（※1）（対象事業は一定の要件に該当する自費検査費用（別添1のとおり。（介護施設等に限る））のみとする。）
- ④ 施設内療養を行った高齢者施設等（※5）

イ 補助対象事業により取得した機器等については、この補助対象事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または破棄してはならない。

ウ 補助対象事業により取得した機器等については、補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

エ 補助対象事業者は、補助対象事業に係る記録・帳簿を備え、かつ、当該記録・帳簿を補助対象事業の完了の日（補助対象事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

オ 補助対象事業者がアからエにより付した条件に違反した場合には、この補助金の全部または一部を県に納付させることがある。

(2) 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い居宅でサービスを提供する通所系サービス事業所（※4）

ア 令和4年4月1日 から令和6年3月31日までの間に、以下のいずれかに該当した事業所・施設等であること。

- ① (1) ①以外の通所系サービス事業所（小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る）を除く）であって、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した事業所（通常形態での通所サービス提供が困難であり、休業を行った場合であって、感染を未然に防ぐために代替措置を取った場合（近隣自治体や近隣事業所・施設等で感染者が発生している場合又は感染拡大地域で新型コロナウイルス感染症が流行している場合（感染者が一定数継続して発生している状況等）に限る）

イ 補助対象事業者は、補助対象事業に係る記録・帳簿を備え、かつ、当該記録・帳簿を補助対象事業の完了の日（補助対象事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ウ 補助対象事業者がアおよびイにより付した条件に違反した場合には、この補助金の全部または一部を県に納付させることがある。

(3) 感染者が発生した介護サービス事業所・施設等（以下のいずれかに該当）の利用者の受け入れや当該事業所・施設等に応援職員の派遣を行う事業所・施設等（※1～※4）

ア 令和4年4月1日 から令和6年3月31日までの間に、以下のいずれかに該当した事業所・施設等であること。

① (1) の①に該当する介護サービス事業所・施設等

② 感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した介護サービス事業所

イ 補助対象事業者は、補助対象事業に係る記録・帳簿を備え、かつ、当該記録・帳簿を補助対象事業の完了の日（補助対象事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ウ 補助対象事業者がアおよびイにより付した条件に違反した場合には、この補助金の全部または一部を県に納付させることがある。

※1 介護施設等

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所（短期利用認知症対応型共同生活介護を除く）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅

※2 訪問系サービス事業所

訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（訪問サービスに限る）並びに居宅介護支援事業所、福祉用具貸与事業所（ア（ア）の事業を除く）及び居宅療養管理指導事業所

※3 短期入所系サービス事業所

短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（宿泊サービスに限る）並びに認知症対応型共同生活介護事業所（短期利用認知症対応型共同生活介護に限る）

※4 通所系サービス事業所

通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、療養通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る）

※5 高齢者施設等

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護事業所及び短期入所療養介護事業所

2 事業完了後に、消費税および地方消費税の申告により補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、仕入に係る消費税等相当額報告書（様式7）により速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度5月20日までに知事に報告しなければならない。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を知事に返還しなければならない。

（交付決定および補助金額の確定等）

第6条 知事は、交付申請書兼実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、適当と認められた時は規則第6条および第13条に基づき補助金の交付を決定の上、補助金額を確定し、通知する。

（交付申請の取下げ）

第7条 補助申請者は、交付決定の内容またはこれに付された条件に不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとする場合は、交付申請日から起算して20日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第8条 補助事業者は、補助事業の遂行状況について知事の要求があったときは、速やかに実施状況を知事に報告しなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第9条 補助事業者は、第4条の規定に基づく交付の申請、第7条の規定に基づく申請の取下げまたは第8条の規定に基づく状況報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成16年滋賀県条例第30号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(標準事務処理期間)

第10条 規則第4条の規定による補助金等の交付の決定は、規則第3条の規定による申請があった日から起算して30日以内に行うものとする。

(その他)

第11条 知事は、規則またはこの要綱に定めるもののほか、この補助金の交付にあたり必要な事項はその都度別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年12月28日から施行し、改正後の第5条の規定は、令和3年度の補助金から適用する。
- 2 この要綱の施行の際、現になされている滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号）第4条第1項の規定による交付決定に係る補助金については、改正後の令和3年度滋賀県新型コロナウイルス感染症に係るサービス継続支援事業費補助金交付要綱の規定（第5条を除く。）にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この要綱は、令和4年3月23日から施行し、令和3年度の補助金から適用する。
- 4 この要綱は、令和4年5月23日から施行し、令和4年度の補助金から適用する。
- 5 この要綱は、令和4年7月28日から施行し、令和4年度の補助金から適用する。
- 6 この要綱は、令和4年10月4日から施行し、令和4年度の補助金から適用する。
- 7 この要綱は、令和5年1月24日から施行し、令和4年度の補助金から適用する。
- 8 この要綱は、令和5年5月30日から施行し、令和5年度の補助金から適用する。
- 9 この要綱は、令和5年10月1日から施行し、令和5年度の補助金から適用する。
- 10 この要綱は、令和5年12月21日から施行し、令和5年度の補助金から適用する。
- 11 この要綱は、令和6年1月16日から施行し、令和5年度の補助金から適用する。